

ラオスの PPP 首相令の施行について

2021 年 1 月 22 日

One Asia Lawyers ラオス事務所
インフラ輸出プラクティスチーム

1. 背景

ラオスにおける官民連携プロジェクト（Public Private Partnership、以下、「PPP 事業」）は、2020 年 6 月 28 日付「[ラオス PPP 法草案の概要について](#)」にて解説した通り、法整備等が十分に整備されないまま実行されてきました。



昨年末に開通したヴィエンチャンーワンビエン間のラオス発となる高速道路は、中国企業による 50 年間のコンセッション事業であり、BOT（Build Operate Transfer）方式によるインフラプロジェクトとなっています。また、医療分野においては、「早期診断・治療による疾病予防」という国が掲げる目標を達成するために、国営の製薬会社と民間企業との連携が重要であるとしている一方で、保健省副大臣は、医療保健分野における、PPP 事業の法的な枠組みや立て付けが明確でないため、PPP 事業の推進のための法整備の拡充が必要だと述べています。

以上のように、ラオスの新聞や経済ニュース等では、最近、PPP という言葉を目にすることが多くなっており、ラオス政府は、ラオス国内の資金のみでの対応が難しい分野やラオス国内の高度な人材が乏しい分野において、積極的に（外国企業を含む）民間企業との連携を推進すること推奨しています。

2015 年頃から検討が始まった PPP 法ですが、ようやく 2021 年 1 月 13 日に官報に掲載、掲載後 15 日後に「官民連携等に関する首相令（以下、「首相令」）」として施行される予定となっています。2020 年 6 月 28 日付「[ラオス PPP 法草案の概要について](#)」では、国会審議前の草案の概要を説明致しましたが、大枠の内容については特に大きな変更はありませんでしたが、今回、PPP 事業の定義、政府の方針及び PPP 事業の承認プロセスについての新たな規定が確認できましたので、それらの点についてご紹介します。

2. PPP の定義

定義については、草案と比較すると、対象となる分野について一部修正がありました。首相令第 2 条によれば、PPP 事業とは、「一定の期間において、PPP 契約のもと実施される政府と民間の連携事業、又は、民間が政府のプロジェクト¹に全投資する事業(民間による直接投

¹ 自然資源、政府の資産及び利権を使用した既存のインフラ開発や公共サービスの提供又は新規開発プロジェクト（Green field 投資）

資²⁾をいう。例えば、新規建設プロジェクト、インフラ整備、公共サービス関連事業、その他、観光、農業、エネルギー、鉱山等の開発事業」と定義しており、今回、具体的な事業内容が追加されており、ラオス政府の PPP 事業における具体的な重点分野や産業が明らかになったといえます。

3. PPP 事業に関する政府の方針（第 4 条）

草案には政府の方針は示されていませんでしたが、以下の通り、PPP 事業を推進するために、PPP 事業に対する恩典付与の可能性について言及しています。政府は、連携する国内外の民間企業を積極的に支援する方針としており、例えば、関税、税金、労働力、土地使用権、資金源、条件や環境の整備等についても、特別な措置を講じる可能性があるとして規定しています。

4. PPP 事業の承認機関について

草案には記載はありませんでしたが、案件別による監督・承認機関が定められています。下記に記載されている案件は、一例となっており、これら以外の案件については、既存の法令等と鑑みて、最終的な監督承認機関が決定されますが、承認に関する一定の基準を示したことは評価できるといえます。

1) 国会の承認が必要な案件（第 28 条）

- 事業規模が 3 億米ドルを超える案件
- 政府の出資額が 200 億キープ（約 200 万米ドル）以上
- 原子力発電所の建設案件
- 国の保護林及び保全林に影響する案件
- 自然環境に大きな影響を与える案件（自然の水循環経路への影響、500 家族以上の住民移転、1 万 ha 以上の土地コンセッション事業など）
- 特別な措置が必要な案件

2) 県レベルの国民議会の決議が必要な案件（第 28 条）

- 政府の出資額が 200 億キープ以下の案件
- 100ha 以下の荒廃林地に影響する案件
- 1 事業につき 30～200ha の不毛林地に影響する案件
- 150ha 以下の荒廃林地を最大 30 年間、リース又はコンセッションする案件

² 案件ごとに法令の規定に従い、政府または国民議会の承認または県議会の合意のもと、プロジェクトの経済・技術的实施可能性評価調査結果に従い、政府のプロジェクト開発において、民間セクターが投資の全責任を持つかたちで参入し、政府から支援を受ける投資形態。

- 自然環境に影響する案件

3) 政府が承認する案件 (第 28 条)

- 政府が出資しない案件
- 国の保護林及び保全林に影響しない案件
- 自然環境に大きな影響を与えない案件及び 500 家族以下の住民移転など
- 事業規模が 3 億米ドルを超えない案件

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 10 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2010 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、

ミャンマー、ベトナム（CLMV）の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。

ビエンチャン日本人商工会議所事務局長（2015 年）、カンボジア日本人商工会労務委員（2014 年、2015 年）、盤谷日本人商工会 GMS 委員（2016 年-）、東京都中小企業振興公社の相談員（2017 年-）、中小機構相談員（2016-）等を歴任。yuto.yabumoto@oneasia.legal



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。

satomi.uchino@oneasia.legal